

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年 2 月 24日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町条例第 9 号

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

湯河原町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年湯河原町条例第28号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第1号中「保育士（）」の次に「神奈川県に区域に係る法第18条の29に規定する地域限定保育士及び」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。